2018 年 8 月 1 日

各　位

学生センター長

平成 30 年度日本学生支援機構大学院秋入学者
第一種・第二種奨学金の希望調査について

標記について、新規に貸与を希望される方は下記のとおり申し出てください。

記

１．対象者
下記(1)または(2)で、かつ日本学生支援機構奨学金の貸与資格を満たす者

(1) 2018 年度秋季に大学院の正規生として入学する者
(2) 2017 年度以前の秋季入学者で大学院の正規生として在学する者

２．申出期間　2018 年９月 4 日（火）～　９月 28 日（金）

３．申出場所　中百舌鳥キャンパス　Ａ3 棟 1 階　学生課　学務グループ奨学金担当
りんくうキャンパス　事務所　学生・教務担当

（参考）　※収入基準のカッコ内は許容範囲

種別	課程	貸与月額	収入基準	備考
第一種奨学金（無利息）	博士前期	50,000 円、88,000 円から選択	299 万円以下（388 万円以下）	第一種・第二種併用の場合の収入基準は博士前期 284 万円以下、博士・博士後期 299 万円以下
	博士・博士後期	80,000 円、122,000 円から選択	340 万円以下（442 万円以下）	
第二種奨学金（利息付）	博士前期	50,000 円、80,000 円、100,000 円、130,000 円、150,000 円から選択	536 万円以下	
	博士・博士後期		718 万円以下	

※ 第一種奨学金は、第二種奨学金との併用希望でない場合、収入基準から超過していても収入基準額の３０％以内であれば許容範囲と認めます。
※ 収入には、定職収入のほかアルバイト、父母等からの給付、奨学金、その他収入等により本人が 1 年間に得た収入および配偶者の収入が含まれます。
※ 配偶者収入は一定の基準で控除された後、本人収入と合算され、合算後の収入が収入基準以下であることが必要です。控除の計算詳細は下記問い合わせ先へたずねてください。ただし、配偶者収入で申告が必要となるのは定職による収入のみです。

問い合わせ先：
中百舌鳥キャンパス　学生課　学務グループ奨学金担当　TEL　072-254-9116（直通）
りんくうキャンパス　事務所　学生・教務担当　TEL　072-463-5748（直通）